

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所 出張窓口の開設について

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所(以下、「紛争解決センター」とします)では、福島県会津地方振興局主催による「原子力損害賠償に係る巡回法律相談」に合わせて、出張窓口を開設致します。

紛争解決センターは、「東京電力が提示する条件では合意できない、東京電力に被害を申し出たが賠償されない」等の場合に、中立・公正な立場の仲介委員(弁護士)が当事者の間に入り、「和解の仲介」を行う公的な紛争解決機関です。

紛争解決センターへの申立をお考えの方は、申立の流れや申立書記入方法についてのご説明や紛争解決センターの業務や過去に公表されている和解事例のご紹介等を承りますので、ご案内申し上げます。

なお、出張窓口での賠償の可否の相談は行いませんので、予めご了承ください。

記

【喜多方会場】

日 時:平成26年11月25日(火)/13時30分～15時50分

場 所:喜多方プラザ文化センター1階 第一練習室

※事前の予約は不要

※なお、福島県会津地方振興局が主催する「原子力損害賠償に係る巡回法律相談」は、同日同時間帯に、会津若松合同庁舎、喜多方プラザ文化センター1階小会議室で実施されます。(詳細は、024-523-1501(原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口)までお問い合わせください。)

*お問合せ先…

原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所会津支所

電話:0242-37-1635 斎藤/穂積/長尾